広報 みなと
No.1768
平成22年（2010年）7.11
☎ 3578-2111（区役所代表）
FAX 3578-2034（区長室広報係）
http://www.city.minato.tokyo.jp
各総合支所代表電話
芝地区 ☎3578-3111㈹
麻布地区 ☎3583-4151㈹
赤坂地区 ☎5413-7011㈹
高輪地区 ☎5421-7611㈹
芝浦港南地区 ☎3456-4151㈹
発行／港区　毎月1・11・21日　発行部数127,000部　編集／企画経営部区長室　〒105-8511　港区芝公園1-5-25

区の手続きや施設・催し物のご案内は みなとコール へ　☎5472−3710　年中無休　午前7時～午後11時

楽しく学ぼう！ 夏休み

夏休みが近づいてきました。区では区内在住・在学の小・中学生や保護者の皆さんに、さまざまな学習体験を企画しています。どの企画も楽しみながら学ぶことができるものばかり。ぜひご参加ください。

郷土資料館が思い出作りをお手伝い

〈夏休み体験ミュージアム〉

縄文土器を作ろう！

東京都埋蔵文化財センターの協力で2日間開催します。縄文土器作りを通して、当時の人々の暮らしを学びます。

初日は高さ20cmほどの土器を形作り、自然に乾かした後、2日目に野焼きで完成させます。

対象・定員 小学3年～中学3年生20人（小学生は要保護者同伴）（申込順）
とき 8月3日(火)午前9時30分～午後3時
8月21日(土)午前9時30分～午後3時(両日参加できる人)
ところ 東京都埋蔵文化財センター（多摩市落合1-14-2）
申し込み 電話で、7月20日(火)までに、みなとコールへ。

〈夏休み学習会〉

伝統漁法を学ぼう！

港区が面する東京湾は海の幸に恵まれ、海藻などの「海の植物」がその豊かさを支えています。学習会ではその海藻を使い、しおりなどの標本づくりを体験します。伝統的な漁具にふれながら、ロープ結びにも挑戦します。

対象・定員 小学4年～中学1年生30人（保護者同伴可）（申込順）
とき 8月19・20日（木・金）午後1時～3時（両日参加できる人）
ところ 東京海洋大学水産資料館（港南4-5-7）、港郷土資料館
申し込み 電話で、8月4日(水)までに、みなとコールへ。

学習体験企画は無料で参加できます！

申し込み　みなとコール　☎5472-3710（午前9時～午後5時受け付け）
担当課　図書・文化財課文化財係

〈親子学習会〉

「ミニステンドグラス」を作ろう！

港区にはさまざまな歴史的建造物が数多く残されています。明治・大正時代の建物の歴史を学んで、洋風建築の象徴であるステンドグラスを作ってみませんか。

対象・定員 小学4～6年生と保護者10組20人（申込順）
とき 8月7日(土)午後1時～4時
ところ 港郷土資料館
申し込み 電話で、7月25日(日)までに、みなとコールへ。

図書館も楽しい企画が盛りだくさん

区立図書館でも映画会や工作会などが開かれます。こちらも無料で参加できます。

みなとコールでの申し込みは、午前9時～午後5時に受け付けます。

問い合わせ　みなとコール　☎5472−3710
担当課　図書・文化財課庶務係

7月

25日(日)
午後2時～4時20分　**映画会「河童のクゥと夏休み」**
対象・定員　100人（未就学児は要保護者同伴）（会場先着順）
ところ　みなと図書館　申し込み　当日直接会場へ。

28日(水)
午後2時～3時　**劇団小さいお城による人形劇「ふしぎのくにのアリス」**
対象・定員　250人（申込順）　ところ　高輪区民ホール
申し込み　高輪図書館カウンターで受け付け（電話での受け付けはありません）。

31日(土)
午前10時30分～11時45分　**子ども映画会「ふしぎの国のアリス」**
対象・定員　45人（未就学児は要保護者同伴）（会場先着順）
ところ　港南図書館　申し込み　当日直接会場へ。

午後2時～3時　**工作会「かんたんかわいいアイスクリームコーンをつくろう」**
対象・定員　小学1・2年生10人（会場先着順）
ところ　麻布図書サービスセンター　申し込み　当日直接会場へ。

8月

4日(水)
午後2時～4時　**工作会「にじいろコースターをつくろう！」**
対象・定員　小学生30人（申込順）
ところ　高輪図書館　申し込み　電話で、7月20日(火)から、みなとコールへ。

5日(木)
午後2時～3時　**子ども会「おもしろ科学実験をやろう！」**
対象・定員　小学生20人（申込順）　ところ　港南図書館
申し込み　7月21日(水)から、港南図書館カウンターまたは電話で受け付け。☎3458-1085

22日(日)
午後2時～3時30分　**夏休み「こわいおはなし」と工作会**
対象・定員　小学3～6年生30人（申込順）※暗い場所で怖い話が一人で聞ける児童に限る。
ところ　みなと図書館　申し込み　電話で、8月1日(日)から、みなとコールへ。

23日(月)
午後2時～3時　**おりがみ工作会「海のいきものを折ろう！」**
対象・定員　4歳以上30人（未就学児は要保護者同伴）（申込順）　ところ　港南図書館
申し込み　7月21日(水)から、港南図書館カウンターまたは電話で受け付け。☎3458-1085

25日(水)
午後1時30分～3時30分　**工作会「色染めうちわをつくろう！」**
対象・定員　小学生以下30人（未就学児は要保護者同伴）（申込順）
ところ　三田図書館　申し込み　電話で、8月1日(日)から、みなとコールへ。

午後2時～3時30分　**夏休み工作会「ようこそ！ようかいやしきへ～いろいろつくろう、やみよにひかるコップようかい～」**
対象・定員　幼児および小学生30人（未就学児は要保護者同伴）（申込順）
※はさみを使用します。
ところ　赤坂図書館　申し込み　電話で、8月7日(土)から、みなとコールへ。

◆「広報みなと」は新聞（朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京）折り込みです。区の施設や、郵便局（赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪）、公衆浴場、区内のＪＲ・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店などに置いてあるほか、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のご案内

今年は後期高齢者医療被保険者証の一斉更新があります

現在お使いの被保険者証の有効期限は、平成22年7月31日(土)です。

平成22年8月以降お使いいただく被保険者証は、7月下旬に簡易書留でお送りします(お住まいの住所と違う住所へ送付を希望する人は、国保年金課高齢者医療係までご連絡ください)。新しい被保険者証が届きましたら、古い被保険者証は8月1日(日)以降に破棄してください。

表1　新被保険者証と旧被保険者証の比較

	新被保険者証	旧被保険者証（返却の必要はありません。）
有効期限	平成24年7月31日	平成22年7月31日
色	藤色	白
大きさ	旧被保険者証と同じ	－

医療機関にかかるときは、被保険者証を提示することにより、保険診療分について医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます(表2)。

負担割合が3割の人でも、収入額によって申請すると1割負担に変更になる場合があります

基準収入額適用申請

住民税の課税所得が145万円以上の人は医療費の3割を負担します。ただし、課税所得が145万円以上の人で次に該当する人は、申請すると1割負担になります(図1)。

○被保険者が1人の世帯

(1)前年の収入が383万円未満

(2)前年の収入が383万円以上で同一世帯の70～74歳の人の収入を合算して520万円未満

○被保険者が2人以上の世帯

被保険者の前年の収入合計が520万円未満

※収入とは、必要経費を引く前の金額です。

表2　平成22年度　負担割合

種別	負担割合	外来(個人ごと)の限度額	外来＋入院(世帯ごと)の限度額	入院時の食事代(標準負担額)
一定以上の所得がある人	3割	4万4400円	8万100円＋総医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1％を加算(※1)	1食　260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯の人）		8000円	2万4600円	1食　210円(91日目から160円。再度申請が必要です)
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円の人、ただし年金収入は80万円以下または老齢福祉年金受給者			1万5000円	1食　100円

※過去12カ月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円。

図1　平成22年度 基準収入額適用判定基準

- 負担割合が3割の人
  - 75歳以上の人※が1人の世帯
    - 前年の収入が383万円未満 ▶ 1割
    - 前年の収入が383万円以上で、同一世帯の70～74歳の人の収入を合算して520万円未満 ▶ 1割
    - 前年の収入が383万円以上で、同一世帯の70～74歳の人の収入を合算して520万円以上 ▶ 3割
  - 75歳以上の人※が2人以上いる世帯
    - 被保険者の前年の収入合計が520万円未満 ▶ 1割
    - 被保険者の前年の収入合計が520万円以上 ▶ 3割

※65歳以上の人で一定の障害があり、すでに後期高齢者医療制度の対象になっている人を含む

後期高齢者医療制度加入者で、今年度基準収入額適用申請により負担割合や自己負担限度額が変更となる人には、あらかじめ申請書類をお送りしています

詳しくは、国保年金課高齢者医療係へお問い合わせください。

住民税非課税世帯の人は、入院したときに医療機関窓口での支払い金額が軽減される制度があります

入院のとき「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代(標準負担額)も減額されます。認定証の交付を希望する人は各総合支所に申請してください。

現在、認定証をお持ちで、平成22年度も住民税が非課税の世帯の場合は、新しい認定証を7月下旬にお送りします。

月に支払った医療費が自己負担限度額を超えたとき

同一月内に支払った健康保険適用での医療費の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

ただし、入院時の食事代(標準負担額)や差額ベッド代などの健康保険適用外のものは対象となりません。該当する人には受診から約4カ月後に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書が送られますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

次の場合は被保険者証をお返しください

転出等で資格を喪失した場合、被保険者証は使えません。

また、記載事項の変更、所得変更などにより負担割合が変更になった人についても変更前の被保険者証は使えなくなりますので、各総合支所または国保年金課高齢者医療係(区役所3階)に必ずお返しください。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の保険料決定通知をお送りします

対象　75歳以上の人および65歳から74歳で一定の障害のある人

後期高齢者医療制度の保険料は、毎年7月に東京都後期高齢者医療広域連合が決定して、区が徴収します。対象となる人には、7月15日(木)ころに通知書や納付書などをお送りします。

平成22年度の保険料は、平成21年中の所得を基に算定されます。保険料の納付方法は、口座振替または納付書で納める普通徴収と、年金からの天引きで納める特別徴収とがあります。

また、所得の低い人などには保険料の軽減措置があります。

(1)保険料(均等割額)の軽減措置

所得の低い人は、世帯主と被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表3)。

(2)保険料(所得割額)の軽減措置

厚生年金保険の一般的な収入211万円までの人を対象に保険料の所得割額が軽減されます(表4)。

(3)被用者保険の被扶養者だった人への特例措置

後期高齢者医療制度に加入するまで子などに扶養されていて、保険料の負担がなかった人(※)は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減されます。

※制度加入前に被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人。国民健康保険(区市町村国保・国保組合)に加入していた人は対象になりません。

(4)保険料の決め方

均等割額＋所得割額＝保険料額

(100円未満切り捨て)

(被保険者一人あたり年額3万7800円)＋(所得－基礎控除33万円)×所得割率7・18％

①所得によって軽減措置があります。

②保険料は年間50万円が上限です。

③保険料は、加入者一人ひとりに納付していただきます(世帯単位での納付ではありません)。

(5)保険料の納め方

普通徴収　納付書や口座振替などで納めます。

特別徴収　年金からの天引きで納めます。

年金額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が(介護保険料が引かれている)年金受給額の2分の1を超えない人は、原則として特別徴収の対象となります。

複数の種類の年金を受給している人は、国民年金(老齢基礎年金)が優先され、ひとつの種類の年金からの天引きとなります。このため、ほかの種類の年金を含めた年金額(例えば老齢基礎年金と老齢厚生年金の合算額)で2分の1を超えていなくても、年金から天引きにならない場合があります。

次に該当する場合は普通徴収になります

①平成22年4月1日現在、介護保険料が天引きされている年金が年額18万円未満の人、または対象となる年金を受給していない人

②後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が、介護保険料が引かれている年金額の2分の1を超える人

③年度途中で他区市町村から転入した人、または他区市町村へ転出した人

④年金の差し止めや担保貸付を受けている人

(6)保険料の納め方を口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収で通知された人は、申し出により、10月以降の納付方法を口座振替に変更することができます(保険料の総額はかわりません)。

希望する人は、「申出書」を8月4日(水)までに、直接または郵送で、各総合支所区民課窓口サービス係または国保年金課高齢者医療係(区役所3階)へお申し出ください(年金天引きでよい場合は、この手続きは不要です)。

8月4日(水)を過ぎて申し出た場合は、12月以降の年金から保険料の天引きが中止されます。

年金天引きを中止する申出書のほか、口座振替の手続きが必要となります。申出書をご提出いただいた人には、8月以降に口座振替依頼書をお送りします。

後期高齢者医療制度の被保険者本人だけでなく、家族の口座からも口座振替ができます。

口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人(支払った家族等)に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合があります。

表3　保険料(均等割額)の軽減措置

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)	9割
基礎控除額(33万円)＋24.5万円×世帯主を除く被保険者数	5割
基礎控除額(33万円)＋35万円×被保険者数	2割

表4　保険料(所得割額)の軽減措置

年金収入額	所得割額の軽減割合
①168万円まで(所得48万円まで)	全額
②173万円まで(所得53万円まで)	75%
③211万円まで(所得91万円まで)	50%

①および②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

問い合わせ　国保年金課高齢者医療係　☎内線2646・2654～9

水曜日は夜7時まで転入・転出などの手続きができます
問い合わせはみなとコールへ……☎5472-3710

国民健康保険 高齢受給者証のご案内

～7月中に新しい高齢受給者証をお送りします～

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月中にお送りします。

医療機関などにかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口に提示してください。保険診療分について医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます（図1）。

8月1日から新しい高齢受給者証をお使いください

自己負担割合は、毎年6月にその年度の住民税が決定されることに伴い、判定し直しています。前年と負担割合が変わらない場合でも、対象者全員に平成22年度の新しい「国民健康保険高齢受給者証」をお送りします。負担割合が1割の人については、平成23年4月から、現行の1割から2割に変わる予定です。

自己負担割合の判定のしかた

同一世帯内70歳以上の国民健康保険被保険者の住民税の課税所得によって負担割合を判定します（図1）。お送りした高齢受給者証をご確認ください。

○1割になる人

同一世帯に、70歳以上の国民健康保険被保険者で課税所得が145万円以上の人がいない

○3割になる人

同一世帯に、70歳以上の国民健康保険被保険者で課税所得が145万円以上の人がいる

3割負担の人でも、収入額の申請により1割負担に変わる場合があります

3割負担の人で次に該当する場合は、申請すると翌月から1割負担になります（図2）。

○70歳以上の国民健康保険被保険者が1人の世帯

(1)前年の収入が383万円未満

(2)前年の収入が383万円以上あり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人の収入も含めて520万円未満

○70歳以上の国民健康保険被保険者が2人以上いる世帯

70歳以上の国民健康保険被保険者の前年の収入合計が520万円未満

※収入とは必要経費を引く前の金額です。

申請は各総合支所で受け付けます。保険証、高齢受給者証、確定申告書の控えなど収入を証明する書類が必要ですので持参してください。

問い合わせ 国保年金課資格係 ☎内線2643～5

図1 負担割合判定基準

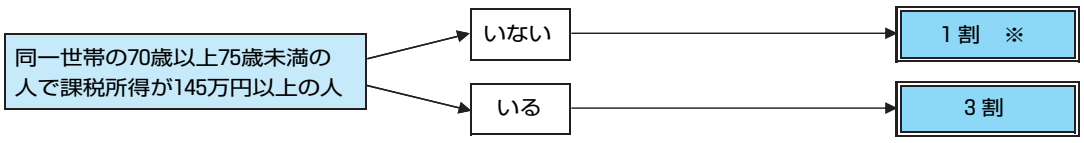

図2 基準収入額適用判定基準

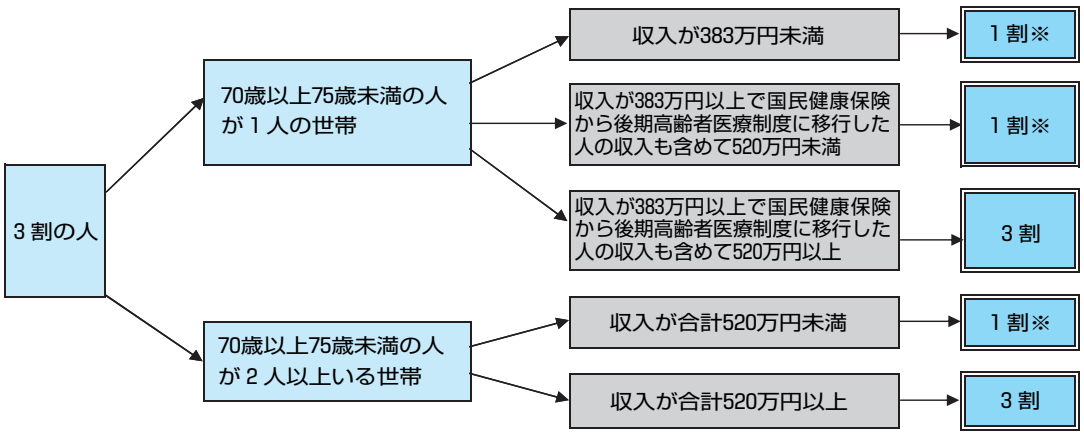

※高齢受給者証には2割（平成23年3月31日まで1割）と記入されます

入院医療費や入院食事代の窓口支払額を軽減します

港区の国民健康保険加入者が医療機関窓口で支払う入院医療費が高額の場合は、申請手続きにより窓口支払額が軽減され、自己負担限度額までの支払いで済みます。また、食事代についても減額となる場合があります。

入院医療費や食事代の窓口支払額の軽減を受けるには、年齢や所得によって方法が異なります

70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人（高齢受給者証をお持ちの人）

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付ができます。入院のとき保険証と高齢受給者証および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代も減額されます（表1）。

70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の人（高齢受給者をお持ちの人）

保険証と高齢受給者証の提示により、自己負担限度額までの支払いになります（表2）。

70歳未満の住民税非課税世帯の人

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院のとき保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代も減額されます（表3）。

70歳未満の住民税課税世帯の人

申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。入院のとき保険証と「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります（表4）。

申請窓口

各総合支所区民課窓口サービス係

申請に必要なもの

保険証、高齢受給者証、領収書（過去1年間の入院日数が90日を超えたとき）

※保険料を滞納している人は、納付相談を行います。

「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示しなかった場合は、従来どおり3割などの自己負担額をお支払いください。高額療養費の支給対象になった場合は、診療の月の約3～4カ月後に区から高額療養費の申請書をお送りします。

更新のお知らせ

「認定証」の有効期限は、7月31日（土）です。既に「認定証」をお持ちの人も引き続き希望する場合は申請が必要です。7月中旬に更新のお知らせを送付します。

※保険料を滞納している人は事前に納付相談が必要です。

問い合わせ 国保年金課給付係 内線2640～2

	年齢	住民税	高齢受給者証の負担割合	入院先の医療機関に提示するもの	医療費の自己負担限度額 年3回目まで【注3】	医療費の自己負担限度額 年4回目以降【注3】	食事代（1食）
表1	70歳以上75歳未満	非課税世帯	1割	保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分「低所得Ⅱ」）	2万4600円	2万4600円	210円（91日目から160円【注4】）
		非課税世帯【注1】	1割	保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分「低所得Ⅰ」）	1万5000円	1万5000円	100円
表2		課税世帯	1割	保険証、高齢受給者証	4万4400円	4万4400円	260円
			3割	保険証、高齢受給者証	8万100円＋{(総医療費－26万7000円)×1％}	4万4400円	260円
表3	70歳未満	非課税世帯		保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分C）	3万5400円	2万4600円	210円（91日目から160円【注4】）
表4		課税世帯		保険証、限度額適用認定証（適用区分B）	8万100円＋{(総医療費－26万7000円)×1％}	4万4400円	260円
		課税世帯【注2】		保険証、限度額適用認定証（適用区分A）	15万円＋{(総医療費－50万円)×1％}	8万3400円	260円

【注1】世帯員それぞれの所得が0円、年金収入80万円以下の世帯の人

【注2】世帯の被保険者（擬制世帯主を除く）の所得（総所得金額などから住民税基礎控除額33万円を差し引いた額）の合計額が600万円を超える世帯

【注3】同一世帯で過去1年間に高額療養費に該当した回数

【注4】過去1年間の入院期間が90日間を超えた場合、再度申請が必要です。

※「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けるためには申請が必要です。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ 秋季保養施設のご案内

（長寿医療制度）

開設期間　9月1日(水)～11月12日(金)

区内在住の後期高齢者医療制度被保険者を対象に、秋季保養施設を開設します。被保険者だけでなく、付き添い同行者も低額で利用できます。

高齢者にやさしい施設でリフレッシュしていただき、健康の保持・増進にお役立てください。

利用できる人

区内在住の後期高齢者医療制度の加入者が代表となり、2～4人で利用される人

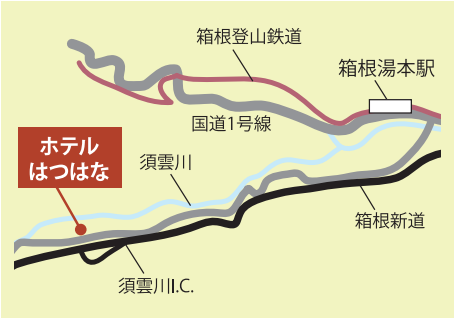

宿泊施設　箱根湯本温泉ホテルはつはな

※期間内1泊2日1回のみ

宿泊施設

箱根湯本温泉　ホテルはつはな〒250-0313神奈川県足柄下郡箱根町須雲川20-1

施設の特徴

(1)自家源泉の天然温泉

アルカリ性単純泉で、神経痛・関節痛・慢性消化器疾患に効能が高いといわれています。

(2)美しい懐石料理

華やかな器に盛り付けられた懐石料理を、美しい景色の中で味わえます。

(3)高齢者にやさしい施設

バリアフリーが行き届いており、車いすや補助歩行具を使いながらでも館内を移動できます。

施設の詳細

部屋タイプ　和洋室(6畳・ツインベッド)
部屋数　1部屋
定員　2～4人以内
宿泊期間　1泊2日
チェックイン　午後3時
チェックアウト　正午

交通機関

《電車・バスのアクセス》

新宿駅→箱根湯本駅(小田急ロマンスカーで約85分)
箱根湯本駅→はつはな(湯本旅館組合巡回バスで約10分)
※お帰りの際は、箱根湯本駅までの送迎バスがあります。

《車のアクセス》

小田原厚木道路(箱根口インターチェンジ)より箱根新道経由約5分、須雲川インターチェンジ出口正面

利用料金

1人(1泊2食付・税込み)	
被保険者	4830円
大人(付添同行者)(12歳以上)	6825円
小人(4～11歳)	4830円
乳幼児(3歳以下、寝具・食事なし)	1050円

※入湯税が別途必要です。

応募方法

桃色の専用はがきに必要事項を明記の上、国保年金課高齢者医療係に郵送してください。
※1世帯(1グループ)につき専用はがき1通のみ
※複数申し込みは無効

申し込み締切日　7月26日(月・必着)
※消印有効ではありません。

専用はがき配布期間　7月9日(金)～26日(月)

専用はがき配布場所　各総合支所区民課窓口サービス係、各福祉会館、各地域包括支援センター、国保年金課高齢者医療係(区役所3階)

抽せん方法

資格の確認後、希望日ごとに第1希望から抽せんし、当せん者には利用承認書と施設案内を郵送します。

空き室申し込み

抽せん後の空き室申し込みは、直接予約電話番号へお申し込みください。

予約開始日　8月16日(月)
予約電話番号　JTBみなと予約センター(平日午前10時30分～午後6時30分※土・日曜、祝日を除く)
☎3452-0489

予約の変更・取り消し

利用当日の3日前からキャンセル料が発生します(3日前～前日は20%、当日は50%)。

人数変更で被保険者が宿泊しない場合は申し込み資格がなくなり、予約取り消し扱いとなるためご注意ください。取り消し日によってはキャンセル料が発生します。

問い合わせ
国保年金課高齢者医療係
☎内線2646・2654～9

大人も子どもも考えてみよう　子どもの権利条約　第3回

今回は第3条と第12条を取りあげます。

第3条[子どもにもっともよいことを]

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第12条[意見を表す権利]

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

(日本ユニセフ協会抄訳)

子どもの権利条約には全体として子どもも社会の主人公だということが書かれていますが、第3条には、特に施設や裁判所、行政、立法の分野での判断の際にも、子どもにとってもっともよいことを主として考えるとうたっています。

「子どもにとってよいこと」とは何でしょうか。それを知るためには、第12条にあるように大人が子ども自身の意見を聴き、子どもたちも自分の意見を表す権利があるのだと知っておくことが大切です。まだ十分言葉で表現できないのであれば、大人の側でいろいろな表現方法を工夫することも必要でしょう。

思いや願いを表現し受け止めてもらい、さらに多くの人の意見を聴く力をつけ考え合う経験を重ねて、子どもたちは広い世界で人権を認め合える一個人へと成長していくのです。

問い合わせ
子ども家庭支援センター
☎3432-8341

平成22年度「港区NPO活動助成事業」の助成団体が決定しました

区では、NPO等による公益活動への支援として、港区NPO活動助成事業を行っています。

この事業は、区民の皆さんや、企業などの寄付からなる「みなとパートナーズ基金」を活用しています。

本事業を通じて、さまざまな分野で活動が行われています。また、区とNPOとの協働や、NPO同士の連携も生まれています。

このたび、平成22年度の助成団体が決定しました(表)。各事業への区民の皆さんの参加をお待ちしています。詳しい内容については、各団体へ直接お問い合わせください。

助成事業の区分

(1)設立間もない団体に対して行う基盤整備事業
(2)活動内容が画期的かつ、ほかのモデルとなるような分野に対する助成である先駆的・モデル的事業
(3)区の所管課との協働事業に対して行う、区との協働事業

港区NPO活動助成事業は、毎年2・3月に事業の募集を行っています。「広報みなと」や、区のホームページ、各総合支所・区立施設などで配布するチラシ、ポスターでお知らせします。

問い合わせ
地域振興課文化協働推進係
☎内線2343

表　平成22年度「港区NPO活動助成事業」助成団体一覧

	団体名	電話番号	活動目的・申請事業の概要	助成金
先駆的・モデル的	(特)スターライト・ネットワーク	☎3457－1829	日本とバングラデシュの国際文化交流。現地の現状の視察を行い、交流を確立。区内でカレーパーティーを行い、バングラデシュの文化に触れる体験をするとともに、収益で現地の学費支援を行う。	14万円
	東京越前蕎麦(そば)打ちの会(日本食文化振興会)	☎3406－5855	蕎麦(そば)をはじめとした日本食文化の振興事業。区内高齢者施設を巡っての実演、夏休みの子ども体験事業のほか、区内飲食店の定休日に借用を行い、「蕎麦(そば)祭」を行う予定。	23万5000円
	(特)トマティス聴覚・心理・発声ケア協会	☎3453－8281	聴覚過敏のケアにより自閉症等の障害症状を緩和することを目的とする。区内小学校児童の無料聴覚チェック、保護者・教職員向けの講演会や、ワークショップを行う。	50万円
	(特)海塾	☎3798－8331	(特)スキルキャンプとの協働事業。発達障害児を対象に水辺に関する自然環境学習教室を行い、水辺の学習会の運営面を担当する。水辺への理解を深め親しむとともに、療育につなげてゆく。また、英文、和文の2種類のテキストを作成する。	50万円
	(特)スキルキャンプ	☎3455－5725	障害を持つ子どもや、その周りの人の療育、ケアを行う。(特)海塾との協働事業として、海塾の「水辺に関する自然環境学習教室」と連携し、それに盛り込む療育プログラム面を担当する。	50万円
区との協働	港区在宅緩和ケア研究会	☎5791－6230	がん患者やその家族が安心して在宅での緩和ケアを受けられる体制を実現するための啓発、調査、研究を行う。市民向け講演会、医療従事者向けセミナー、ワークショップを実施し、活動記録の冊子等を作成する。	50万円
	(特)Club Tom	☎090－6546－2488	港南中学校と連携した、港南地区でのスポーツ機会増進事業。同校体育館を中心にアスリートによるセミナーや、小学生のスポーツ交流を行うほか、部活を活用し学区の枠を超えた広域スポーツコミュニティの形成に取り組む。港南＝スポーツというイメージの形成を目的とする。	135万7000円

※平成22年度は基盤整備事業該当なし。

水曜日は夜7時まで転入・転出などの手続きができます
問い合わせはみなとコールへ……☎5472-3710

みなとおしらせボード

7ページからはじまっています

凡例
対▶対象　時▶とき　所▶ところ
内▶内容　人▶定員・募集人員　申▶申し込み
問▶問い合わせ　選▶選考方法　担▶担当課
※費用の表記がないものは、すべて無料です。

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先（例:〒105-8511 港区役所○○課）で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。

6ページからつづく

問 土木課交通対策担当　☎内線2278
㈱フジエクスプレス　☎3455－2213

港区環境影響調査実施要綱に基づく事後調査報告書の閲覧

事業名　（仮称）赤坂五丁目ＴＢＳ開発計画
時 7月13日（火）～26日（月）※閉庁時を除く
所 環境課（区役所8階）・各総合支所・みなと図書館
問 環境課環境アセスメント担当　☎内線2490

港区ホームページ・イベントカレンダーをご利用ください

区の主催で行われる毎日の行事などを港区ホームページに、イベントカレンダーとして掲載しています。

イベントカレンダーは、「講演・講座」「こども」「健康」「お出かけ」「文化・芸術」「スポーツ」「お祭り」「その他」の項目に分けて、分かりやすく表示していますので、ぜひご利用ください。

問 区長室広報係　☎内線2037

港区放課後児童育成事業「放課GO→ひがしまち」「放課GO→あざぶ」の運営業務委託事業候補者を公募します

小学生が放課後等の時間、安心して安全に活動できる居場所づくり事業「放課ＧＯ→ひがしまち」「放課ＧＯ→あざぶ」の運営を行う事業候補者を募集します。委託事業候補者は、プロポーザル方式により選定します。

募集要項の配布期間　7月12日（月）～20日（火）※土・日曜、祝日を除く
応募申し込み・運営提案書提出日　8月26・27日（木・金）
募集要項等配布場所　生涯学習推進課（区役所7階）で配布するほか、区のホームページからダウンロードもできます。
問 生涯学習推進課生涯学習係　☎内線2744

港郷土資料館の夏休み特別開館について

港郷土資料館は、小・中学校の夏休み期間中（7月21日～8月31日）の毎週日曜（通常は休館）を、特別開館します。

また、「さわれる展示室」も夏休み期間中の土・日曜に限り、午前9時30分～午後4時30分まで（通常開室時間午後0時30分～4時30分）、時間を延長して開室します。

問 港郷土資料館　☎3452－4966

求人案内

港区職員募集（福祉）

対 平成23年4月1日現在30歳未満で保育士の資格を有する人または取得見込みの人
採用予定日　平成23年4月1日
人 10人程度
選 **第一次試験日**　8月22日（日）
申 人事課人事係（区役所10階）・各総合支所・各港区立図書館等で配布する申込用紙に必要事項を明記の上（写真貼付）、郵送または直接、8月6日（金・必着）までに、〒105－8511 港区役所人事課人事係へ。
☎内線2108

※受験資格・採用選考日程・勤務場所等詳しくは、選考案内をご覧ください。申込用紙は、区のホームページからダウンロードもできます。

情報アンテナ

■平成25年東京国体開催決定記念行事

平成25年東京国体の開催決定にあわせ、競技体験、小学生吹奏楽団の演奏会など記念行事を開催します。スタンプラリーや抽選会で東京国体グッズ等をプレゼントします。

とき　7月31日（土）午前10時～正午　**ところ**　都庁都民広場（新宿区西新宿2－8－1）
問い合わせ　東京都準備委員会事務局企画課　☎5388－2497

■「キッズ伝統芸能体験」はじめての“お箏（こと）”in 赤坂

伝統芸能に初めてふれる子ども向けに、プロが教える、本格的な「和のおけいこ」体験プログラムです（指導者：生田流池上眞吾ほか）。

とき・ところ　開講式9月4日（土）（国立能楽堂）、9月5日から①午前9時45分②午前11時（毎回日曜・月2～3回程度全18回・2クラス）（赤坂区民センター）、平成23年3月28日（月）リハーサル、3月29日（火）または30日（水）発表会（浅草公会堂）　**定員**　小・中学生、高校生計24人（1クラス12人）※応募者多数の場合は抽せん　**費用**　1万円（リハーサル・発表会含め全20回分）箏（こと）爪（づめ）料・教材費等別途
申し込み・問い合わせ　（社）日本芸術実演家団体協議会［芸団協］内「キッズ伝統芸能体験」事務局に資料請求の上、7月31日（土）までに申し込みください。
☎5909－3060　FAX5909－3061
Ｅメール：wageiko@geidankyo.or.jp

■港区文化芸術振興基金助成事業「世界の童話の朗読会」

対象　就園児以上　**とき**　7月25日（日）午後1時30分（開場午後1時）　**ところ**　赤坂コミュニティーぷらざ　**参加予定国**　ブラジル、トルコ、ベネズエラ、スロバキア、韓国　**定員**　70人　**申し込み**　当日直接会場へ（事前申し込み優先）。
問い合わせ　日本語サロン代表（若生）
☎090－4209－4714
Ｅメール：wakou_h@hotmail.com

区の手続きや施設・催し物を
親切・丁寧に　ご案内する
みなとコール
をご存じですか？
☎5472－3710
ゴヨウ（は）ナ～ニ　ミナト
年中無休で午前7時から午後11時まで受け付けます。
FAX　5777－8752
Eメール　info@minato.call-center.jp

港区広報番組
ＣＴＴマスコットチャンネル
毎日午前10時・午後1時・9時放送
（60分番組：月2回更新）
みなとGood

みんなと安心コラム 76

夏だ！プールだ！元気な季節！

マナーを守って楽しく泳ごう

もうすぐ夏休み、プールで思い切り泳ぎ、夏を楽しく過ごしましょう。プールは大勢の人が利用します。注意事項が掲示してありますので、入場前によく読んで、衛生的に気持ちよく利用できるように、みんなでルールを守りましょう。

健康チェックを忘れずに

水泳は体への負担が大きいスポーツです。寝不足や風邪気味のとき、下痢や感染性の病気のときは、プールの利用は控えましょう。

プールに入る前にシャワーを必ず浴びよう

プールの水をきれいに保つために、トイレを済ませ、体の汚れ・化粧品・整髪料もよく洗い流しましょう。

泳いでいるときも気を付けよう

(1)夏の炎天下では脱水症状に注意し、水分補給を行いましょう。
(2)20～30分を目安に休憩を取り、水から出て体を温めましょう。
(3)水泳中は鼻をかんだり、つばやたんを吐くのはやめましょう。マナーの基本です。

最後にシャワーを浴びよう

プールの水は消毒してありますが、プール熱や結膜炎などの病気を防ぐため、水泳後には、うがいや洗眼、手洗いをして、シャワーをよく浴びましょう。

また、タオルの貸し借りはせず、自分専用のものを用意しましょう。

生活衛生センターでは、安心してプールを利用していただくため、プールの設備や衛生管理の指導を行っています。また、施設で行った水質検査結果などの掲示を義務付けています。利用する人もプールの状態を確認することができます。

問い合わせ　生活衛生課環境衛生指導係（生活衛生センター）☎5114・3003

車上狙い、自動車盗に注意しましょう

大切な愛車の部品や貴重品が盗まれたり、ましてや車両ごと盗まれたりしたら一大事です。対策には万全を期しましょう。

知っておきたい4つの防犯対策

(1)短い時間でも必ず施錠

車上狙いや自動車盗は、車から離れた数分の間に発生します。短時間でも車を離れるときは、必ず「ドアロック」を習慣付けましょう。平成21年は、ドアロックをしない状態での車上狙いの被害が全体の74％を占めています。

(2)車内に現金や貴重品を放置しない

車上狙いは、財布や貴重品などが置かれた車両を狙います。車内にバッグ等があると中身に関係なく泥棒は標的にしますので、車内に放置しないでください。

(3)防犯装置を付ける

施錠しても被害に遭うケースがありますので、可能であれば、ハンドルロック等の盗難防止装置や警報ブザーを付けるなど、二重、三重の防犯対策をしましょう。

(4)安全な駐車場に止める

長時間止める場合や月極で契約をする場合、防犯カメラの有無や照明設備の有無、見通しの良さについて確認しましょう。

平成21年「車上狙い」「自動車盗」発生件数（都内）

車上狙い　8943件（平成20年比プラス232件）
自動車盗　548件（平成20年比マイナス137件）

問い合わせ　防災課生活安全係　☎内線2271

申 電話で、地域包括支援センター港南の郷へ。　☎3450－5905

企業間連携分科会・交流会を開催します

講演・ワークショップなどを通じて、企業同士や大学との連携を構築し、新製品・新技術の開発に結びつけます。

対 区内中小事業者

時・所・内

とき	ところ	内容
7月13日(火)午後6時～7時30分	芝浦工業大学(芝浦3－9－14)	人に優しい情報提示法を活用したものづくり

※今後の開催日程、テーマについて個別連絡をご希望の場合は、お問い合わせください。

人 30人(申込順)

申 電話で、産業振興課産業振興係へ。　☎内線2551

「平成22年度障害児・者を支援している人への研修」の受講生を募集します

障害児・者の支援者を対象として、支援に必要な介護知識や理解を深める研修を実施します。

対 仕事・家族・ボランティアなどで障害児・者の支援や介護に携わっている人、興味のある区内在住・在勤在学者

時 7月26日(月)午後6時30分～8時30分

研修テーマ　「自死に向き合う～いま、私にできること～」

所 区役所9階会議室

人 50人(申込順)

※手話通訳や、研修会参加のため自宅での介護・保育が必要な場合は申し込み時にご相談ください。

申 電話またはファックスで、障害者福祉課障害者支援係へ。

☎内線2462・2667　FAX3578－2678

☺子ども向け海洋講座Ⅱ「チリメンモンスターをさがせ！」

チリメンジャコの中にまぎれている生物を見つけて名前や生態を調べて、海洋生物や環境について学びます。「お魚博士認定証」が交付されます。

対 小学3年生～中学3年生

時 7月22日(木)午後1時30分(開場午後1時)

所 港南図書館

人 30人(申込順)

申 電話で、7月20日(火)までに、みなとコールへ。　☎5472－3710

担 図書・文化財課庶務係

催し物

はり・マッサージサービス

対 65歳以上の区民

時 8月3・4日(火・水)

所 青南福祉会館

人 60人(申込順)

費用　1000円

申 電話で、7月12日(月)～23日(金)午前9時30分～午後5時(土・日曜、祝日は除く)に、青南福祉会館へ。

☎3423－4920

サン・サンなんで～もまつり(納涼祭り)

模擬店、ゲームコーナー、イベントアトラクションでお祭りの雰囲気をお楽しみください。

時 7月31日(土)午後1時～午後5時

所 特別養護老人ホームサン・サン赤坂、赤坂子ども中高生プラザ(なんで～も)

問 特別養護老人ホームサン・サン赤坂　☎5561－7833

赤坂子ども中高生プラザ　☎5561－7830

南麻布ホッと・ネット

介護者がお互いの介護の悩みを気軽に相談し合うなどホッとできるサロンです。

対 介護者および介護経験者

時 7月22日(木)、8月26日(木)、9月17日(金)午後1時～3時

所 南麻布地域包括支援センター

人 10人(申込順)

申 電話で、南麻布地域包括支援センターへ。　☎3453－8032

「後見人の座談会」～被後見人が安心して地域で暮らすことを考える～

対 区内で活動している成年後見人など(親族および弁護士・司法書士・社会福祉士など第三者後見人)

時 7月29日(木)午 後6時30分～8時30分

所 芝公園福祉会館

人 20人程度

申 電話またはファックスで、ファックスの場合は、氏名・電話番号・ファックス番号を明記の上、港区社会福祉協議会成年後見利用支援センター「サポートみなと」へ。

☎3431－2082　FAX3438－2755

心身障害者(児)ボウリング大会参加者募集

障害のある人が楽しめるように、ボールやレーンに配慮します。

対 区内在住で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの人、または障害者を含むグループ(5人以内)

※介助送迎はありません

時 8月29日(日)午前9時～11時

所 品川プリンスホテルボウリングセンター(高輪4－10－30)

人 30人(抽せん)

申 はがきに、「心身障害者(児)ボウリング大会参加希望」、障害の種別(車いす利用者は明記)・住所・代表者の氏名・電話番号・参加人数を明記し、7月27日(火・必着)までに、〒105－0011芝公園2－7－3　港区社会福祉協議会みなとボランティアセンターへ。　☎3431－2081

☺「キッズ交流ガーデン」参加者募集

恵泉女学園大学と協働でお子さんと一緒に野菜を育ててみませんか。

対 子育てひろば「あい・ぽーと」会員で、原則として区内在住の未就学児のいる家族(全回参加できる人)

※あい・ぽーと会員登録は随時受け付けています。

時 大根・白菜コース：9月4日、10月2日、11月27日、平成23年1月8日(毎回土曜)午前10時30分～正午　ほうれんそうほかいろいろ野菜コース：10月9日、11月27日、平成23年1月8日、1月29日(毎回土曜)午後1時30分～3時

所 子育てひろば「あい・ぽーと」

人 各コース18組(抽せん)

費用　1家族3000円

申 「あい・ぽーと」で配布する応募用紙に必要事項を明記の上、直接またはファックス・郵送で、8月16日(月・必着)までに、〒107－0062港区南青山2－25－1　子育てひろば「あい・ぽーと」へ。

☎5786－3250　FAX5786－3256

(月～土曜午前10時～午後5時)

※応募用紙は、「あい・ぽーと」のホームページ

http://www.ai-port.jp/

からダウンロードもできます。

※抽せん結果は、ファックスまたは郵送で8月27日(金)までに連絡します。

★UNESCO ユースフォーラム in みなと

各国の留学生のお国紹介と交流会です。みんなで思いっきり楽しみましょう。

対 区内在学の中学生、高校生、大学生

時 7月25日(日)午後1時～4時15分

所 男女平等参画センター

人 130人(申込順)

申 電話で、港ユネスコ協会へ。

★ユネスコ国際理解講演会「パキスタンの歴史と文化とくらし」

対 区内在住・在勤・在学者

時 8月5日(木)午後6時30分～ 8時30分

所 生涯学習センター

人 60人(申込順)

申 電話で、港ユネスコ協会へ。

★印の問い合わせ

港ユネスコ協会(火～金曜午前10時30分～午後5時30分、祝日を除く)

☎3434－2300

生涯学習推進課生涯学習係

☎内線2743

☺きしゃポッポによる台場地区おはなし会

時 7月13日(火)第1回：午前10時30分　第2回：午前11時

所 にじのはし幼稚園

申 当日直接会場へ。

問 みなと図書館　☎3437－6621

にじのはし幼稚園　☎5500－2577

お知らせ

区内中小企業優良従業員表彰を実施します

対 区内同一事業所に5年以上勤務し、技術開発、販売促進、後継者の指導育成、資格取得等、自社に対して大きく貢献した従業員

時 11月15日(月) 午後6時30分～ 8時20分(予定)

所 未定

人 100人程度(表彰審査会の審査を経て決定します)

申 所属の商工団体(工業会、商店会、業種別団体等)が配布する推薦書(所定用紙)に記入し、各団体事務局を通して、8月9日(月)までにご推薦ください。

問 産業振興課産業振興係

☎内線2553

「アイデアをカタチに」創業アドバイザーを派遣します

「創業したいけれど、どうすればいいの？」これから創業をお考えの皆さんに、中小企業診断士を派遣します。

対 (1)これまで事業主としての経験がない人(2)区内でこれから創業を考えている人

費用　年度内3回まで無料

問 産業振興課経営相談担当

☎内線2560・1

新しい民生委員・児童委員が決まりました

7月1日付で、新しい民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました。

地区	高輪	芝浦港南
氏名	野口(のぐち)　美津子(みつこ)	中山(なかやま)　静司(せいじ)
住所	白金台3－2－33－101	芝浦2－3－26－901
電話	3440－2636	3451－2733
担当区域	白金台1丁目全域、3丁目1～3	(主任児童委員)芝浦港南地区全域

※氏名の敬称は省略させていただきます。

問 保健福祉課福祉活動支援係

☎内線2380

障害基礎年金の「受給権者所得状況届」等を忘れずに提出してください

20歳になる前の病気やけが、障害福祉年金からの切り替えで、障害基礎年金を受けている人は、毎年「受給権者所得状況届」等の提出が必要です。期限までに提出がない場合、年金の支給が止まることになりますので、ご注意ください。

対象となる人には、年金事務所から届出用紙が7月上旬に郵送されます。必要事項を記入して、7月31日(土)までに、同封の返信用封筒でご返送ください。

また、所得制限があるため、所得の申告が必要です。

問 国保年金課国民年金係

☎内線2662～6

「ちぃばす」芝ルート、高輪ルートバス停の一時休止のお知らせ

芝ルート一時休止バス停

「新橋こいち祭り」開催に伴う交通規制により、復路(新橋駅方面)で85番「烏森神社」のバス停を一時休止します。

時 7月22・23日(木・金)正午～最終便

高輪ルート一時休止バス停

「三田納涼カーニバル」開催に伴う交通規制により、高輪ルートで一部バス停を休止します。休止するバス停と時間は、高輪ルート各バス停とバス車内に掲示します。詳しくは、お問い合わせください。

時 7月17日(土)

5ページへつづく

記事中のマークについて　♻…リサイクル　☺…子ども・親子・子育て　🏠…住宅　に関するものを表しています。

区の手続きや施設・催し物のご案内は
みなとコール ☎5472-3710
年中無休 午前7時～午後11時

みなとおしらせボード

凡例
対▶対象 時▶とき 所▶ところ
内▶内容 人▶定員・募集人員 申▶申し込み
問▶問い合わせ 選▶選考方法 担▶担当課
※費用の表記がないものは、すべて無料です。

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先（例:〒105-8511 港区役所○○課）で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。

健康

◆新米ママ健康相談（予約制）

助産師（助産師会委託）がご家庭を訪問し、産後の体調・母乳についての相談に応じます。
対 区民で、出産後1年未満の人
相談回数 1回

◎こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれて早い時期は、お母さんの体調や赤ちゃんの育児など、不安になりやすい時期です。
助産師（助産師会委託）または保健師（各総合支所）が家庭を訪問し、(1)赤ちゃんの体重測定や育児相談(2)産後の体調についての相談(3)母子保健サービスの紹介などを行います。
対 原則、生後120日以内のお子さんがいるすべての家庭
※第2子以降の人もご利用ください。里帰り先、里帰り後も訪問します。
申 母と子の保健バッグ内の「出生通知書」を同封の返信用封筒で郵送してください。

◎すくすく育児相談

身長・体重測定と発達・発育・栄養・歯の衛生・心理・言葉・育児などの相談です。
対 区民で、乳幼児と保護者
時 7月29日（木）午後1時～2時受け付け
所 保健サービスセンター三田分室（三田3－13－16三田43MTビル1階）
持ち物 母子健康手帳、そのほかお子さんに必要なもの
申 当日直接会場へ。

◆印の申し込み、◎印の問い合わせ
電話で、健康推進課地域保健係（保健サービスセンター）へ。
☎3455－4772

☆胃・大腸がん検診（予約制）

対 35歳以上の区民
時 8月2日（月）～31日（火）午 前8時30分～9時30分受け付け
所 こころとからだの元氣プラザ（千代田区飯田橋3－6－5）
人 30人（申込順）

☆骨粗しょう症検診（予約制）

骨密度測定を行い、診断をします。必要に応じて保健・栄養指導も行います。
対 区民で、20歳以上の女性で次のいずれかに該当する人
・5歳ごとの節目年齢の人
・過去5年以内に受診していない人
※現在骨粗しょう症で治療中の人はご遠慮ください。
時 8月11日・25日（水）午後2時～2時45分受け付け
所 保健サービスセンター（赤坂）
人 各日20人（申込順）

☆印の申し込み
電話で、7月12日（月）午前9時から、健康推進課健康づくり係（保健サービスセンター）へ。 ☎3455－4928

バースデイ歯科健診～年に一度は歯科健診を受けましょう～

歯科健診・歯科保健相談・歯ブラシの使い方等を行います。
対 8月に1・2・4・5・6歳になる就学前の区内在住のお子さん
※3歳のお子さんは「3歳児健診」（個別に通知します）をご利用ください。
時・所

とき	ところ
8月13日（金） 9月10日（金）	保健サービスセンター（赤坂）
8月18日（水） 9月22日（水）	保健サービスセンター三田分室（三田3－13－16三田43MTビル1階）

いずれも午後1時30分～2時30分
持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ
申 当日直接会場へ。
※日程が合わない人はご相談ください。妊産婦で歯科健診を希望する人は、お問い合わせください。
問 電話で、みなとコールへ。
☎5472－3710
担 健康推進課地域保健係（保健サービスセンター）

精神保健福祉相談（予約制）

こころの病気（思春期のこころ、アルコール依存症を含む）や認知症の早期発見・早期治療・対応などについて、精神科医師が相談に応じます。
対 区内在住・在勤者
時 原則毎月第1水曜・第2金曜・第3水曜・第4月曜の午後
※時間はお問い合わせください。
所 保健サービスセンター（赤坂）
申 電話で、健康推進課地域保健係（保健サービスセンター）
☎3455－4772
または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎欄外参照

区民委員を募集します

「港区環境審議会」委員の募集

区では、環境の保全に関する基本事項について調査・審議を行うため、区長の付属機関として「港区環境審議会」を設置しています。審議会は、学識経験者、区議会議員、区民および事業者の計14人以内で構成されています。
このたび委員が任期満了となるため、区民委員を公募します。
対 環境の保全に関心がある区民
内 区長からの諮問に関する調査・審議等（年3回程度開催予定）
任期 9月～平成24年8月（2年間）
人 3人
選 書類審査
申 「港区の環境問題について」のレポート（1200字以内）に、住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・応募の理由を明記して、直接または郵送で、7月21日（水・必着）までに、〒105－8511 港区役所環境課環境指導係（区役所8階）へ。 ☎内線2486
※電子申請サービス
https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/
からも申し込めます。

講座

健康入浴推進事業参加者募集

区内の公衆浴場で健康をテーマにしたイベントを実施します。
今回は、運動指導士による「夏バテ解消ストレッチ」と落語家による「笑って更にお元気に！」です。
対 おおむね60歳以上の区民
時・所

とき	浴場名	電話番号
7月20日（火）午後2時20分～3時20分	アクアガーデン三越湯（白金5－12－16）	☎3441－9576
7月21日（水）午後2時15分～3時15分	玉菊湯（白金3－2－3）	☎3441－1772
7月22日（木）午後2時10分～3時10分	麻布黒美水温泉竹の湯（南麻布1－15－12）	☎3453－1446
7月24日（土）午後2時20分～3時20分	高輪浴場（高輪2－6－2）	☎3441－7410
7月27日（火）午後2時～3時	万才湯（芝5－23－16）	☎3451－3648
7月28日（水）午後1時45分～2時45分	ふれあいの湯（芝2－2－18）	☎5442－2639
7月29日（木）午前10時45分～11時45分	南青山清水湯（南青山3－12－3）	☎3401－4404

人 各15人程度（申込順）
申 直接、実施日の前日までに、電話で希望する浴場へ。
問 保健福祉課福祉活動支援係
☎内線2381

認知症予防講座「脳すこやか教室」

精神科医による講話や認知症予防の体操を行います。
対 65歳以上の区民で自力で会場に来られる人
時 7月28日（水）午後2時～4時
所 シティハイツ港南（港南3－3－17）
人 約30人（申込順）

休日診療

モバイルサイトからもご覧いただけます▶
診療時間 □は午前9時～午後5時
診療時間 ★は午後5時～午後10時

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間などをお問い合わせください。

7月11日（日）	窪田医院（内）	高輪2－20－30	3443－8465
	東京都済生会中央病院（内・外）	三田1－4－17	3451－8211
	アイエスデンタルクリニック（歯）	北青山3－5－25 下島ビル4階	5785－2953
	中川歯科クリニック（歯）	芝浦4－12－44 芝浦TMビル3階	3455－8218
	★六本木北浜診療所（内・小）	六本木6－1－20 六本木電気ビル2階	3402－0792
7月18日（日）	口羽医院（内）	高輪3－7－7 1階	3441－2819
	赤坂見附前田病院（内・外）	元赤坂1－1－5	3408－1130
	六本木歯科医院（歯）	六本木7－18－5	3401－8958
	★劉内科整形外科（内）	南麻布2－2－13 麻布ハイプラザ205	5476－5489
7月19日（月・祝）	高沢内科クリニック（内・小）	赤坂8－13－12	3401－9630
	西原病院（内・外）	白金1－3－2	3440－2531
	古畑歯科医院（歯）	赤坂6－15－1 ミツワビル2階	3587－1823
	吉田歯科医院（歯）	新橋1－6－7 ウエスト銀座ビル4階	3573－5050
	★川村内科医院（内）	新橋5－10－6 川村ビル1階	3431－3322
港区休日歯科応急診療所【11日（日）はビルの停電のため休診します。】		三田3－13－16 三田43MTビル1階 保健サービスセンター三田分室	3455－4927（休日のみ）

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター（毎日24時間）		「#7119」（プッシュ回線の固定電話、携帯電話） ☎3212－2323（ダイヤル回線の固定電話など）
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」（毎日24時間）		☎5272－0303 ホームページ http://www.himawari.metro.tokyo.jp/
電話相談	小児救急電話相談	月～金曜（祝日を除く）午後5時～10時 土・日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時	「#8000」（プッシュ回線の固定電話、携帯電話） ☎5285－8898（ダイヤル回線の固定電話など）

薬の相談

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間：午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、090－9378－7915

7月11日（日）	清水薬局（芝大門）	芝大門2－3－15	3431－0877
7月18日（日）	慶応義塾大学薬局 薬学部附属薬局	芝公園1－5－30	5400－2636
7月19日（月・祝）	ライオン薬局（芝）	芝2－18－2	3455－3637

夜間対応当番薬局（毎日） 対応時間：午後8時～午前8時 ☎090－3690－3102

◆各総合支所区民課保健福祉係◆ 芝地区☎3578－3161 麻布地区☎5114－8822 赤坂地区☎5413－7276 高輪地区☎5421－7085 芝浦港南地区☎6400－0022

記事中のマークについて ♻…リサイクル ☺…子ども・親子・子育て 🏠…住宅 に関するものを表しています。

参議院議員選挙

投票日　7月11日(日)

投票時間　午前7時～午後8時

港区で投票できる人

次の要件にいずれも該当する人は、選挙人名簿に登録され、投票することができます。

年齢　平成2年7月12日以前に生まれた人

住所　平成22年3月23日までに港区に転入の届け出をし、6月23日現在、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に記録されている)人

区外から転入した人は

3月24日以降に港区へ転入した人は、前住所地で投票できる場合もあります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

区内で転居した人は

6月15日以降に区内(管内)転居の届け出をした人は、前住所地の投票所で投票してください。

投票方法

次の二通りです。

東京都選出選挙の投票

候補者氏名を書いて投票

比例代表選出選挙の投票

「名簿登載者氏名」または「各政党等の名称」のいずれかを書いて投票

投票所入場整理券

投票にお出掛けの際には、「投票所入場整理券」を忘れずにお持ちください。6月24日に発送しました。

なお、なくしたり、お手元に届いていない場合でも、港区の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権のある人は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

安心して投票所へ

小さなお子さんがいる人、けがや病気などで付き添いや介助が必要な人は、一緒に投票所に入ることができます。

また投票所で介助が必要な人は、遠慮なく係員にお申し出ください。

身体に障害のある人に

車いすに座ったままで記入できる記載台があります。

けがなどで字が書けない人に

係員が決められた手続きに従い、代筆します。投票の秘密は固く守られます。

視覚障害のある人に

点字用の投票用紙があります。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎内線2766～9

「児童扶養手当・特別児童扶養手当」の現況届をお忘れなく！

この手当を受けている人は、年に1回、現況届の提出が必要です。届け出がないと、8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。対象となる人には、7月下旬に「現況届のお知らせ」をお送りします。

受付日時・場所

8月2日(月)～31日(火)午前9時～午後5時・各総合支所区民課保健福祉係

8月18日(水)・25日(水)午後5時～午後7時・各総合支所区民課保健福祉係

8月21・22日(土・日)午前9時～午後5時・子ども家庭課子ども給付係(区役所2階)

※所管の総合支所以外に提出したい場合は事前にご連絡ください。

なお、平成21年中の所得が、限度額を超える場合には、手当の支給が停止されます。限度額については問い合わせください。

また、新規の申請については、区内に住所があり表に該当する人は、手当を申請することができますのでお近くの総合支所で申請してください。

ひとり親(父子)家庭支援助成を受給している皆さんへ

国の制度で行っている、母子家庭の児童扶養手当が、平成22年8月1日から**父子家庭にも拡大されます。**

※詳しい内容については、後日「広報みなと」でお知らせします。

問い合わせ
子ども家庭課子ども給付係☎内線2430～3
各総合支所区民課保健福祉係☎欄外参照

表　児童扶養手当・特別児童扶養手当支給対象一覧

	対象
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(心身に障害がある場合は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している人 ・父母が離婚した児童 ・父が死亡した児童 ・父が生死不明である児童 ・父に1年以上遺棄されている児童 ・父が法令により1年以上拘禁されている児童 ・婚姻によらないで生まれた児童 ・父が重度の障害を有する児童 ※ただし、次の場合を除きます。 ・老齢福祉年金以外の年金を受けられる人 ・児童が施設(保育園・母子生活支援施設を除く)に入所している人 ※上記の要件に該当した日から、平成15年4月1日時点で5年を経過していると申請することができません。
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している人 ・「愛の手帳」1～4度程度の児童 ・「身体障害者手帳」1・2・3級および一部4級程度の児童 ・長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童 ※ただし、次の場合を除きます。 ・児童が施設(保育園・母子生活支援施設を除く)に入所している人 ・児童が障害を理由とする公的年金を受けている人

わたしが描く～MINATO～

港区風景画展の作品を募集します

10月下旬～11月中旬に、レインボーブリッジ橋脚にある「芝浦アンカレイジ展望室」に区民の皆さんが描いた港区の風景画を展示します。

いつも目にしている何気ない景色や心に残っている思い出の風景、後世に残しておきたい街の姿など、あなたの目に映る「港区」を絵画にしてみませんか？

皆さんのご応募をお待ちしています。

対象

区内在住・在勤・在学者

募集期間

7月12日(月)～30日(金・必着)

応募要件

(1)区内の風景を描いたもの(作成時期は問いません)

(2)1人1点

(3)油絵・水彩・アクリル、パステル画・版画などの絵画

(4)20号以下で、額仕立てのもの(額縁の太さは10cm以内で、裏面に展示用金具・ひもを装備、ガラス額不可)

応募方法

区のホームページから応募用紙をダウンロードし、氏名・住所・連絡先など必要事項を明記の上、ファックスまたは郵送で、企画課企画担当までお送りください。

※インターネットを利用しない人は、応募用紙をお送りしますので、ご連絡ください。

注意事項

・展示スペースに限りがあるため、応募者多数の場合は、抽せんとなる場合があります。出品決定者には、8月以降に詳細をご連絡します。

・作品の取り扱いについては細心の注意を払いますが、不可抗力等により破損した場合、責任は負いません。

・作品の講評・表彰等は行いません。

送付先・問い合わせ
〒105-8511　港区役所企画課企画担当
☎内線2090
FAX 3578-2034